令和8年7月に契約した一者随意契約の契約案件

※　契約金額が随意契約限度額（消費税込）超を公表

	番号及び名称
1	雪浦地区農業集落排水処理施設機能診断業務委託
2	西彼中学校パソコン室屋上防水修繕
3	西濱住宅1 101・102号室内部雨漏修繕
4	松島地区公民館改修工事　契約内容一覧表
5	農地災害復旧事業査定設計業務委託
6	第1別館情報システム専用非常用発電機緊急修繕
7	地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(業務)

令和８年度

業 務 番 号	第１４０５５号
業　務　名	雪浦地区農業集落排水施設機能診断業務委託
業 務 場 所	西海市大瀬戸町内
業務の種類	下水道

請　負　人 住所・氏名	長崎県長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長　古川　隆三郎

公 表 期 限	令和９年　７月３１日まで

契　約　年　月　日	令和８年　７月３０日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	３，７７３，０００円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　７月３０日
	竣工年月日	令和９年　３月３１日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

本業務は一貫した援助体制を要するため、対象施設建設時の当初設計を行った業者との随意契約とする。
（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の適用）

概　要
施設の現地調査を行い、健全度の判定を行うもの。農業集落排水施設における機能強化事業の一環として、農村整備事業の活用を目指し、維持管理適正化計画や最適整備構想の作成に資するもの。雪浦地区農業集落排水施設（管路施設・処理施設）　1処理区
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(修繕)

令和８年度

修 繕 番 号	第７００３１号
修　繕　名	西彼中学校パソコン室屋上防水修繕
修 繕 場 所	西海市西彼町喰場郷　地内
修繕の種類	その他（修繕）

請　負　人 住所・氏名	長崎県西海市西彼町下岳郷2385 ㈲コスモ建設 代表取締役　井上　拓哉

公 表 期 限	令和　　年　　月　　日まで

契　約　年　月　日	令和８年　７月　６日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	４，０４３，７６５円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　７月　６日
	竣工年月日	令和８年１０月　３日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

令和８年６月22日から26日にかけて続いた大雨によって、西彼中学校パソコン室において雨漏りが起こり、天井の崩落並びに端末等機械の水濡れが発生した。
生徒及び教職員の安全確保の面において支障があることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号により緊急修繕を実施するもの。

概　要
屋上防水修繕　Ｓ＝128.30㎡
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(修繕)

令和８年度

修 繕 番 号	第７００３２号
修　繕　名	西濱住宅１　101・102号室内部雨漏修繕
修 繕 場 所	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷　地内
修繕の種類	その他（修繕）

請　負　人 住所・氏名	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2323 福島建設㈱ 代表取締役　林田　俊一郎

公 表 期 限	令和　　年　　月　　日まで

契　約　年　月　日	令和８年　７月　１日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	１，１３３，０００円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　７月　１日
	竣工年月日	令和８年　９月２８日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

6月22日から24日にかけての大雨の際、屋上に雨水が溜まり、プール状に冠水した。その結果、水位が上昇し、配管の継ぎ目や隙間から雨水が漏れ出し、下階へ浸入・流出した。この影響により、当該住宅の101号室および102号室が雨漏り、浸水し、床や天井の貼り替えが必要となるほか、住居の移動が必要な状況となった。これらの被害に対応するため、緊急修繕を実施するもの。

概　要
床と天井の貼り換え、照明器具の設置、エアコンの移設。
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(工事)

令和８年度

工 事 番 号	第７２０３９号
工　事　名	松島地区公民館改修工事
工 事 場 所	西海市大瀬戸町松島内郷　地内
工事の種類	建築一式

請　負　人 住所・氏名	長崎県西海市西海町木場郷544 ㈲山田建設 代表取締役　山田　美惠子

公 表 期 限	令和９年　７月３１日まで

契　約　年　月　日	令和８年　８月　５日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	８，０８５，０００円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　８月　６日
	竣工年月日	令和８年１１月　３日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

・当該施設は、屋上防水、外壁の経年劣化から雨漏りにより、内装まで被害があり、一部使用制限を行っており、市民の利用に支障をきたしており、早期復旧が必要。
・早期に復旧を行うため令和8年4月から2度の入札を執行しているが、1度の不調と1度の不落となっている。
・既に台風・大雨が予測される時期を迎え、安全な環境の確保と施設の保全を早急に図る必要がある。

上記の理由から、西海市建設工事入札制度要綱第4条ただし書きの規定に基づき、2度目の入札において応札の意向があった（有）山田建設との随意契約としたい。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の適用)

概　要
建築工事　　N=1式、電気設備工事　　N=1式、機械設備工事　　N=1式
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(業務)

令和８年度

業 務 番 号	第８８０３１号
業　務　名	農地災害復旧事業査定設計業務委託
業 務 場 所	西海市内
業務の種類	農業土木

請　負　人 住所・氏名	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長　古川　隆三郎

公 表 期 限	令和９年　７月３１日まで

契　約　年　月　日	令和８年　７月３１日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	２，３２５，４００円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　８月３１日
	竣工年月日	令和８年１２月２８日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

被災農地の早期復旧を図るため、農地等災害復旧事業に精通し、本市と共通の積算システムを利用できる長崎県土地改良事業団体連合会と随意契約としたい。

概　要
【業務概要】、　測量業務　N＝１式、　実施設計書作成　N＝７地区
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(修繕)

令和８年度

修 繕 番 号	第１０８０１５号
修　繕　名	第１別館情報システム専用非常用発電機緊急修繕
修 繕 場 所	西海市役所第１別館
修繕の種類	電力

請　負　人 住所・氏名	長崎県長崎市栄町1-25長崎ＭＳビル 太平ビルサービス㈱　長崎支店 支店長　髙木　良太

公 表 期 限	令和　　年　　月　　日まで

契　約　年　月　日	令和７年　７月１７日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	８，６１５，２００円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　７月１７日
	竣工年月日	令和９年　３月３１日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

緊急修繕を執行するにあたり、当該事業者が情報システム専用非常用発電機の設備点検事業者であり、当該事業者でなければ機器の構成が把握できず、原因究明ができないため。

概　要
災害発生時等の停電においてもサーバー機器類を継続して使用できるよう第１別館に据え付ける「情報システム専用非常用発電機」について、基板の故障が判明したため緊急の修繕を行う。また、修繕が完了するまでの期間、代替機の借上を行う。
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項

様式第６号（第１４条関係）

契　約　内　容　一　覧　表(業務)

令和８年度

業 務 番 号	第１０６０１０号
業　務　名	地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託
業 務 場 所	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地
業務の種類	その他

請　負　人 住所・氏名	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2260番地 株式会社西海クリエイティブカンパニー 代表取締役　宮里　賢史

公 表 期 限	令和　　年　　月　　日まで

契　約　年　月　日	令和８年７月８日
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	
第　回　契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	15,000,000円
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	
第　回　変更請負代金金額	

工　期	着工年月日	令和８年　７月　８日
	竣工年月日	令和９年　３月３１日
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		
第　回　変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

本業務は、専門的知識と地域の実情に即した高度な提案力を要する業務であるため、価格のみの競争入札では最適な成果が得られないおそれがある。このため、公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容（技術力、実施体制、創意工夫等）を総合的に評価して契約相手方を選定し、随意契約を締結することとする。
（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の適用）

概　要
本業務は、西海市が有する地域資源や地域課題に対し、地域資源（再生可能エネルギーを含む。）及びデジタル技術を活用したソフトウェア・デジタルサービスの開発、導入、実装等を支援することにより、新たな産業の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。 また、市内事業者の課題解決や事業高度化につながる案件形成、起業・事業化に向けた支援を行い、将来的な雇用創出及びスタートアップ創出につなげることを目指す。
第　回 変更概要
第　回 変更概要
第　回 変更概要

第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項
第　回 変更理由条項